〔法人の代表者の住所及び氏名
法定代理人の住所及び氏名、商号又は名称
法定代理人の代表者の住所及び氏名〕

原本還付申請書

年　月　日付の下記申請書又は届出書の添付書類のうち下記書類を還付してください。

記

申請書又は届出書の種類	
還付請求する添付書類	
還付請求する添付書類の送付を申し出る場合は送付先の住所及び商号、名称又は氏名	

受付年月日：　年　月　日

○財務省令第四十六号

塩事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月九日　　財務大臣　麻生　太郎

塩事業法施行規則の一部を改正する省令

塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　塩事業センター（第二十条―第二十六条）」の次に「第七章　雑則（第二十七条）」を加える。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（添付書類の原本の還付請求）

第二十七条　申請又は届出をした者は、別紙様式第三十一号による原本還付申請書によって、当該申請書又は届出書の添付書類の原本（以下「当該原本」という。）の還付を請求することができる。ただし、当該申請又は届出のためにのみ作成された書類であって財務大臣が定めるものについては、この限りでない。

2　第一項の規定による請求があった場合には、申請又は届出を受けた財務局長若しくは福岡財務支局長若しくは税関長又は財務大臣は、当該原本の写しを作成した上で、当該原本を還付しなければならない。

3　前項の規定により作成された写しは、申請書又は届出書の添付書類として扱うものとする。

4　第二項の規定にかかわらず、申請又は届出を受けた財務局長若しくは福岡財務支局長若しくは税関長又は財務大臣は、偽造された書類その他の不正な申請又は届出のために用いられた疑いがある書類については、これを還付することができない。

5　第二項の規定による原本の還付は、第一項の規定により原本の還付を請求する者の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、当該者は、送付先の住所をも申し出なければならない。

6　前項の場合における書類の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとする。

7　前項の送付に要する費用は、郵便により送付する場合にあっては郵便切手で、信書便により送付する場合にあっては、当該信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票を提出する方法で納付しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第31号（第27条第１項関係）

年　月　日

殿

申請者　住　所　（郵便番号　―　）

商号又は名称　電話番号（　）　―

氏　名

〔法人の代表者の住所及び氏名
法定代理人の住所及び氏名、商号又は名称
法定代理人の代表者の住所及び氏名〕

原本還付申請書

年　月　日付の下記申請書又は届出書の添付書類のうち下記書類を還付してください。

記

申請書又は届出書の種類	
還付請求する添付書類	
還付請求する添付書類の送付を申し出る場合は送付先の住所及び商号、名称又は氏名	

受付年月日：　年　月　日

○経済産業省令第四十六号

航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第十一条第一項ただし書、第十二条第一項及び第十四条第一項ただし書並びに航空機製造事業法施行令（昭和二十七年政令第三百四十一号）第六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月九日　　経済産業大臣　世耕　弘成

航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令

航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。